

平成30年6月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成30年6月26日（火曜日）

平成30年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年6月26日(火曜日) 午前9時00分～午前11時05分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗  
事務局主幹 戸島 和則  
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第37号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
平成30年度の活動計画等の決定について

議案第38号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委  
員会の意思決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 30 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名  
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、2 番の富田委員と 5 番の淵脇委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。  
議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転  
に関するものが 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 35 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお  
願いします。

議長： 担当委員の現地調査等の報告ですが、私と門原推進委員の担当区でございますので、  
私の方から報告いたします。6 月 15 日に門原推進委員と私、〇〇夫妻で現地の調査を  
いたしました。航空写真でお分かりのとおり、〇〇の〇〇から約 100m 入った圃場であ  
ります。未整備地区でありますので、道路については里道のみで、せいぜい 2 t 車ぐら  
いが入ることができるものです。〇〇番が〇〇さんの農地でありまして、東側に〇〇が  
あるわけですが、そちらからの進入については、出来ないようでございます。ですから、  
利便性を考え今回の農地を購入し、ここから〇〇番の農地に入るようにしたいとのこと  
で、譲渡人の〇〇氏と売買の話しが成立したようです。現在は、門原推進委員が牧草を  
作付けされており、既に夏作が植えられておりましたので、この夏作が終わり次第、〇  
〇さんが畑作として利用されると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ありませんか。  
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し  
ていただきたいと思ひます。

議長： ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 35 号 受付番号 1 番について、  
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 35 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 35 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 35 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 1 番： はい。11 番、後藤です。

議 長： 後藤委員どうぞ。

1 1 番： 6 月 20 日に大内山推進委員と譲受人の〇〇氏と私で現地調査を行いました。現地は、〇〇の〇〇をさらに南下し、山手側に約 150m 登ったところにあります。竹が入り込んでいたのを〇〇氏が刈取り、竹藪になるのを防いでおりました。開墾後も〇〇氏が管理し農地として利用するとの意向でした。〇〇氏は牛の生産農家として堅実な経営をされており、問題はないと考えます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

半田推進委員： よろしいですか。

議 長： はい。半田推進委員どうぞ。

半田推進委員： 価格面で気になりますが、何かあるのでしょうか。

1 1 番： はい。

議 長： 後藤委員。

1 1 番： この申請の前は、ここをグランドゴルフ場や駐車場にするとの計画があったようです。譲渡人の〇〇さんも管理することができなく、農地なので、そのような利用は出来ないということになり、〇〇氏が引き受けるということで、この価格での売買となったようです。竹が入り込んできているため、〇〇氏がかねてから管理をされ、農地として維持していただいております。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： ただ今、後藤委員から説明がありましたとおり、グランドゴルフ場を作りたいという相談を受けたところです。と、駐車場ということもお聞きしました。ここについては、〇〇事業という整備地区となっておりまして、転用が認められない地域となっております。〇〇氏からもそのような話しが来た時に、ここについては転用ができないことをご説明はさせていただいたところです。そして、価格面でございますが、10 a 当り〇〇円となっておりますが、147 m<sup>2</sup>を〇〇円で購入されるということで、10 a 当りに換算しますと非常に高くなりますが、売買価格からすると妥当だと考えます。

議 長： ここは〇〇ということでもあり、他の地域からすると様々な作物ができることを考えますと、地価が若干ではありますが高ようです。この〇〇については、他の地域からすると、売買価格も高いような気がします。

議 長： 他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 35 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 35 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 36 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 資料の 8 ページの議案第 36 号の議案書をご覧ください。また、資料については追加議案がありましたので、本日お配りしております資料をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 36 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、半田推進委員と日高推進委員に関する議題の提出がございました。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(半田推進委員・日高推進委員 退室)

議 長： これより、質疑に入ります。  
ご意見等ございませんか。

2 番： すみません。

議 長： 富田委員どうぞ。

2 番： ○○さんの○○ハウスの利用権設定ですが、○○さんは70何歳になられます。10年の設定であれば80歳を超えられます。しっかりされればいいのですが、10年後に80歳を超えられていけば、出来ないと思われま。先日も話す機会があり、このことを話しましたら、「孫がするから。」と言われました。私見ではありますが、70歳を超えていらっしゃる方の10年契約というのは、次に更新になったときに、覚えていらっしゃることも考えられます。なので、70歳を超えられた方の10年契約は如何なものかと思ひます。以前も、委員会の中で話しをしましたが、なかなか難しいことと思ひますが、ここは、まだ、後継者がいらっしゃるから大丈夫だと思ひます。

議 長： 皆様方も、ある程度は考えていらっしゃるのではと思ひます。後継者などが確認できていけば良いのですが、後継者の有無を確認しながら、利用権の推進は進めていただければよろしいかと。

事務局： すみません。

議 長： 事務局。

事務局： 受付番号の23番ですが、設定を受ける者が○○さんとなっておりますが、○○さんの誤りです。申し訳ありませんが、修正をお願いします。22番については、○○さんです。

議 長： 他にございせんか。

8 番： よろいですか。

議 長： 8番、田淵委員。

8 番： このように利用権設定をして農地を借りますが、途中で賃借料を払っていないというような事案があるような気がしますが、貸している方は農業委員会にも何も言わない、借りている方も払わずにそのままということがあると思ひますが、事務局にはそのような場合、連絡がくるものですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： いま、田淵委員の質問ですが、最近、多々そのような話しがございせん。いつまで契約しているのか、いくらで契約しているのかという内容の問い合わせをいただくところ。その際には、農地台帳等を確認しながら回答させていただいておひます。やはり、期間が長くなるにつれて、期間が分からなくなったり、賃借料が分からなくなったりとか、また、借りている方の経営状況も厳しいのか、支払いが滞っている問題も事務局に届いているところ。です。

8 番： そのような場合は、中に入った農業委員の対応はどのようにすればいいのか。

事務局： 問い合わせがあり、内容を説明すれば、ご自分で連絡をするという方がほとんどです。どうしてもという場合には、では、農業委員会が入りましようか、と話しはしますが、今のところそこまではないような気がします。

特留推進委員： すみません。私もそのような事例がありまして、賃借料を貰ってないということで、本人さん同士で話しをしていただき、それで解決したということもあります。どうしても、農業委員会で金銭のことは難しいので、特に、それは利用権を設定されていなかったものですから、当時、金銭の件についてはどうかと思いました。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ただ今の関連ですが、利用権を設定されている分については、先ほどの回答をさせていただいております。個人間で契約されている分については、農業委員会はタッチしておりませんので、ご自分でお話をしてくださいと伝えているところです。

議 長： 皆さん、それぞれご苦労があらうかと思いますが、我々はこのような仕事をしておりますので、それなりに中に入って、顔見知りの方もいらっしゃると思いますので、多少でも助言をしていただければと思います。利用権設定を結ばれている分については、書類がありますので、何とかできますが、相対の場合が契約金額まで遡らなければならないし、何年契約だったのかということもありますし、その辺りは難しいと思いますので、そのよう場合は、契約書を入れていただくよう勧めるとか、そうすれば我々も仕事もやり易いので、皆様もそのようなことを考えながら活動をお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 36 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 36 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(半田推進委員・日高推進委員 入室)

議 長： 次に、議案第 37 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 30 年度の活動計画等の決定についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局： 13 ページの議案第 37 号の議案書をご覧ください。

(議案第 37 号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： 先ほど、局長より説明がありましたとおり、農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の案を検討することとなっており、また、それらを市町村のホームページなどで公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集することとなっております。寄せられた意見・要望を踏まえまして、毎年度 6 月末までに前年度の活動に対する点検・評価結果と今年度の活動計画を地方農政局に報告いたします。

(平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の資料に基づき説明)

議長： これより、質疑に入ります。事務局からの平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する説明について、ご意見のある方は挙手をお願いします。推進委員の皆さんからもご意見を聞くこととなっておりますが、ご意見ご質問などありませんか。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手を願います。

10 番： はい。ちょっとお伺いします。

議長： はい。徳留委員。

10 番： 20 ページの法人のところですが、報告書を提出しなかった法人が 4 法人ありますが、いま現在もあるのかなのか。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： 現在も存在する法人です。法人名については、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇です。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、引き続き、平成 30 年度の活動計画について説明をお願いします。

事務局： (平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の資料に基づき説明)

議長： これより、質疑に入ります。事務局からの平成 30 年度の活動計画に関する説明について、ご意見のある方は挙手をお願いします。推進委員からもご意見などありませんか。

議長： 遊休農地に関する措置の中で、遊休農地再生耕作謝金はいくらだったですか。20,000

円だったですか。

事務局： はい。10 a 当り 20,000 円です。解消面積の上限は設けておりません。

2 番： どういうのに使えるのか。ロータリーをかけて畑にしましたとか。

事務局： 大丈夫です。前後の写真を揃えておいていただければ。農地になればですね。

2 番： 前にも農業委員会で何度も言いましたが、国営で開発された農地が荒れているため、ロータリーで耕す代わりに、燃料代だけでも支払ってくれないかと言われましたが、そのようなものにも使えるのですね。

議長： 経済課事業（農地再生支援事業）はどのような内容。

事務局： この事業は、畦畔の除去とか排水対策、湧水対策などの事業となっております。

事務局： 先ほどの遊休農地再生耕作謝金ですが、基本的には遊休農地となっている、遊休農地としてリストアップされているものと考えていただければよろしいかと思えます。1年程度で荒地になるとは考えておりませんので、3、4年荒れている土地については、謝金を出してもいいのではないかという考え方です。

2 番： タバコ農家が減少したことで、広い区画の畑が荒れ出しているが、それをまだ、遊休農地としては見ていないことから、大型機械を所有する方に耕耘してもらわなければ、年々荒れてくるから、そのようにならないうちに、耕耘してもらえれば、見た目も良いし、借り手も見つけ易いと思えます。

事務局： その辺は、農業委員、推進委員の皆さんの判断で、遊休農地として認めればよろしいのではないですかね。

1 番： そうすれば、その繰り返しになるのでは。また、2、3年すれば一緒じゃないのか。

事務局： その間に、借り手を見つけていただくと。

10 番： 利用権が切れた場合、耕耘して還す。そうしたら、また、耕作しないから荒れることを考えると、所有者に責任があるのではないですか。先日も、貸している農地が竹藪になったと話しになったが、よくよく聞けば、相対で貸している状態でした。

議長： よろしいですか。他にありませんか。

（異議なしの声あり）

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 37 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第 38 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 26 ページの議案第 38 号の議案書をご覧ください。

(議案第 38 号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

27 ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(方針、理由説明)

詳細については、担当が説明しますので、よろしくお願いします。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： (下限面積の設定に関する説明)

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 119 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 38 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

持留推進委員： すみません。よろしいでしょうか。

議長： はい。持留推進委員。

持留推進委員： 先日、アンケートに回っていた際に、〇〇の〇〇の裏の農地ですが、3 年程前に 3 筆あり 1 筆はあっせん出ていた農地で、残りの 2 筆については、当時、耕作されておりましたが、現状では草丈も高くなり耕作放棄地となっている状況です。近くの方にアンケートに行きましたら、そこで接触事故みないなものがあつたようで、私も前々から気にはなっていた場所ですが、農業委員会でそのような場所の草払いでもできないだろうか、

私も思いましたし、その方もそのようにおっしゃっており、少しでも見通しが良くなると。

議 長： 田んぼを払ってくれということですか。

持留推進委員： 水土里サークルのエリアにも外れていると以前お聞きしたことがありました。

議 長： その水土里サークルのエリアでない限り、自治会内の環境整備の際に、交通に支障がないように草払いをしていただくとか。持留推進委員も大変でしょうが、そのようにお話しいただければ。自治会でできないのであれば、個人でシルバーにお願いしていただくか。

10番： 水土里サークルのエリアかどうかについては、再度、調べてみます。

議 長： お願いします。

議 長： それでは、淵脇委員に今年度のバレイショの状況についてお願いしたいと思います。それと合わせて、先月の定例会で出ました、〇〇地区の利用権に伴う耕作状況についてお願いします。

5番： （今年度のバレイショの状況、〇〇の農地利用計画について説明。）

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： ①行事予定について  
②その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成30年6月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員